

# 令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲促進）業務仕様書

1 業務名：令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲促進）業務

2 履行期限：契約締結の日から令和5年3月20日（月）

## 3 目的

現在、県内では有害鳥獣捕獲や狩猟により、年間46,000頭を捕獲目標に設定し、ニホンジカの捕獲強化に取り組んでいる。しかし、捕獲数は毎年4万頭前後で推移しており、さらなる捕獲強化が課題となっている。捕獲強化を推進するためには、里山周辺のわなによる捕獲に加え、山中、特に奥山での捕獲も必要となっている。

一方、県内の狩猟者は高齢化が進んでおり、奥山での銃器による捕獲が難しくなりつつある。令和3年度の本事業では、そのような課題を解決する方法を検討するため、従来から行われている銃器による巻き狩りにおいて、大型ドローン（以下、「ドローン」という。）を用いた捕獲実証を令和3年度の狩猟期間中に行った。その結果、従来の手法では重労働となっていた猟犬や人による勢子役を、ドローンが代替することにより勢子役の労力が軽減され、奥山での銃器による効率的・効果的な捕獲を実施できる可能性が示唆された。

以上のことから、令和4年度の本事業では、昨年度に実証された結果を踏まえながら、ドローンを使用できる条件や捕獲体制を調査・検討し、有害鳥獣捕獲等におけるドローンを活用した巻き狩りを実施するために必要な手順書等を整備することを目的とする。

## 4 対象鳥獣

ニホンジカ及びイノシシとする。

## 5 事業実施地域

本業務の実施は、県内で銃器による有害鳥獣捕獲を行っている市町とする。

## 6 事業内容

### (1) ドローン操縦者の育成

ドローン操縦士を育成する専門機関の講習を受講し、ドローン操縦にかかる航空局技能認証基準を満たす知識（航空法、航空工学及び気象条件等）と操縦技能を習得させる。さらに巻き狩りに使用するドローンの操縦技能と巻き狩りに必要な操縦技術を保有する人材を5名育成すること。

なお、育成対象者は、有害鳥獣捕獲活動に積極的に参加している者で、一般社団法人兵庫県猟友会からの推薦があった者とする。

### (2) 事業実施区域の選定と地元調整

事業実施区域の選定にあたり、県内市町の銃器による有害鳥獣捕獲活動の実態を調

査し、要望や実施の可能性について市町担当者及び有害鳥獣捕獲班にヒアリングを行う。要望のあった市町の中から、ドローンを活用した巻狩りを実施するために必要な条件及び捕獲体制を調査するために、6箇所程度の実施区域を選定し、選定区域を所管する市町及び自治会等と事業実施に必要な地元調整を行うこと。

なお、選定の基準は令和3年度の本業務で得られた知見から以下のとおりとし、兵庫県と協議のうえ実施区域を決定する。

**【事業実施区域の選定基準】**

- ア ドローンを飛行させることが可能な空域であること。
- イ 地元の市町や警察及び周辺住民の理解と協力が得られること。
- ウ 実施区域の地形、年間の気象情報及び対象鳥獣の生息状況の知識がある者の協力を得られること。
- エ 実施区域の地形条件等は、それぞれに特色がある選定にすること。

**(3) 巻狩りの実施計画の策定**

上記6の(2)で選定した区域において、ドローンを活用した巻狩りを安全かつ効果的に実施するための実施計画を策定する。飛行ルートや待ち手の配置計画は、事前調査により得られた情報を基としながら、上記6の(2)のウに該当する者及びドローン操縦にかかる航空局技能認証基準を満たす知識を有する者から助言等を受けて策定すること。

また、ドローンによる巻狩りを実用化するために必要な調査項目についても検討し、実施計画に反映すること。完成した実施計画及び調査項目は、兵庫県と協議のうえ決定する。

**(4) 巻狩りの実施**

実施計画により、1区域につきそれぞれ1回の巻狩りを実施する。巻狩りでは、実施計画策定時に決定した調査項目について調査検証すること。

**(5) 手順書の作成**

上記(2)、(3)及び(4)で得られた情報や検証結果に基づき、ドローンを活用した巻狩りを実用化するための手順書を作成すること。作成には、市町村担当者及び有害鳥獣捕獲活動を行う者が活用することを想定した物とすること。

なお、作成した手順書が各種法令等に適しているかを、ドローン操縦にかかる航空局技能認証基準を満たす知識（航空法、航空工学及び気象条件等）がある者等に監修させること。

**7 許可関係**

ドローンの飛行に必要な各種許可申請等を行うこと。

**8 捕獲個体の処理**

捕獲個体の処理方法は、事業実施区域の市町と調整のうえ決定すること。

## 9 打ち合わせ協議

業務の着手前と実施計画書作成の前に、打ち合わせ協議を行うものとする。なお、当該業務にかかる協議や打合せ等については、内容を取りまとめて、打合せ簿にて提出すること。

## 10 成果品

事業実施結果について取りまとめ、電子データ及びチューブファイル等に製本したものを1部提出すること。

## 11 再委託の禁止

本業務の全部または主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、または請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

## 12 その他

本業務については、本仕様書、設計図書の内容に従い実施するほか、業務実施中における業務内容等の変更について、指示ある場合は、その指示に基づき行うものとする。